平成２６年（フ）第２１号
兵庫県姫路市御立東２丁目３番27号
債務者　中田　竜史
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２６号
兵庫県姫路市奥山338番地22
債務者　松田　亜希（旧姓草野）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第８８３号
広島県廿日市市佐方２丁目９番19号、前住所広島市佐伯区五日市１丁目６番36号
債務者　平田貴美子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０号
大分市大字宮河内3830番地の65
債務者　小川　純子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７号
大分市舞鶴町１丁目２番19―402号　セゾン21
債務者　三代　智子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０２号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字東勝地375番地６竹内ハイツ204号、旧住所徳島市昭和町６丁目74番地の１　サーパス昭和町204号
債務者　古川　　稔
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４号
熊本市中央区神水１丁目20番15号　サンコーポエイト302、前住所熊本市南区田井島１丁目３番27―403号　シテイライフ田迎３
債務者　中尾　徳人（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６号
千葉県野田市花井183番地の２　野田花井県営住宅２棟106号
債務者　大島　龍司
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０２号
長野市宮沖3211番地１　松巳荘Ｂ３
債務者　田中　一葉
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４４０号
岐阜県瑞穂市生津滝坪町１丁目79番地　パーク滝坪203号
債務者　水野　千裕（旧姓丹波）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４６７号
岐阜県山県市高木731番地５
債務者　疋田真由美（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
岐阜市東島５丁目７番１―106号　グレイシャス東島
債務者　河村すみ子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５号
岐阜市茜部野瀬１丁目68番地５
債務者　土本　孝史
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３０２号
神戸市北区有野台５丁目４番地　Ｂ43棟405号、従前の住所神戸市北区藤原台北町５丁目３番11―1206号
債務者　杉山　弘幸
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３号
山口県宇部市厚南北４丁目３番12―３号プレジール葉月102号
債務者　村田佳津江
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第７号
福岡県飯塚市長尾963番地　市営長尾団地住宅22号
債務者　中村　年昭
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１２号
大分県津久見市大字津久見4259番地の１　安達アパート１Ｆ右
債務者　廣戸　　順
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係